

## 県税事務所からの **お知らせ**

### 自動車税の納税確認の電子化について



陸運支局と兵庫県のシステム連携により、平成27年から自動車税の納税確認が電子化されています。これにより、車検時に必要となる納税証明の提示が省略できます。

#### 注意事項

- ①自動車税（延滞金含む）の未納がない場合に限りです。
- ②自動車税を納付後、概ね2週間以内に車検を受ける場合は、納税証明書が必要です。
- ③口座振替及びクレジットカードで納付された場合、納期限から2～3週間は納付確認ができません。
- ④車検有効期限を長期間経過した自動車は、陸運支局で納税確認できない場合があります。

#### その他

- ①車検を業者に依頼される場合は、納税通知書等に添付の納税証明書（口座振替で納付された場合は、事後に県から送付する納税証明書）を業者の方が確認する場合があります。
- ②抹消登録（廃車）、名義変更等、車検以外の目的で納税証明書が必要な場合は、申請方法について県税事務所へお問い合わせください。
- ③軽自動車、小型二輪自動車の車検を受ける場合は、従来どおり納税証明書（市町発行）の提示が必要です。

## Pay-easy [ペイジー] が利用できます！

取扱い金融機関のインターネットバンキングやATMのメニュー「税金・各種料金の払い込み」から納付することができます。

#### 取り扱い金融機関（平成30年4月現在）

三井住友・みずほ・三菱UFJ・りそな・みなと・京都・山陰合同・シャパンネット・ゆうちょの各銀行、姫路・播州・兵庫・尼崎・日新・淡路・但馬・西兵庫・中兵庫・但陽・北おおさかの各信用金庫、兵庫県・淡陽の各信用組合、兵庫県信用農業協同組合連合会、兵庫県内の農業協同組合

ATMでは、三井住友・みずほ・三菱UFJ・りそな・ゆうちょの各銀行、兵庫県信用農業協同組合連合会、兵庫県内の農業協同組合で取扱いです。

右のペイジーマークのある納付書のみ利用可能です。  
（参照）<http://www.pay-easy.jp/>



**Pay-easyで納付されたときは、領収証書・自動車税納税証明書は発行されません。**

領収証書・自動車税納税証明書が必要なときは金融機関、コンビニエンスストアの窓口にて納付してください。

**お問い合わせ先**  
兵庫県淡路県民局 洲本県税事務所

◎自動車税納税証明・Pay-easy(収税管理課)  
◎個人事業税(課税第1課)

☎0799-26-2031(直通)  
☎0799-26-2032(直通)

## 確定申告書B第二表の記入について ~個人事業税についてのお知らせ~

県内で事業を営んでいる個人の方で、所得税の確定申告または、市・県民税の申告をした場合は**個人事業税**の申告があったものとして取り扱われます。

所得税の確定申告書や市・県民税の申告書には「事業税に関する事項」欄が設けられています。**この欄は個人事業税の計算上必要ですから、個人事業税が課税になる事業所得などがある人は該当項目があれば必ず記入してください。**

※該当するにもかかわらず申告及び記載がない場合は、事業税の各種控除が受けられませんので  
ご注意ください。

(所得税の確定申告書B第二表)

### ●住民税・事業税に関する事項

( 省 略 )																				
事業 税	②	①	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の 不動産所得	円	前年中の 開(廃)業	開始・廃止 月日										
			不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など		他道府県の事務所等		○									
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族 事業専従者の氏名・住所			氏名	住所	所得税で控除対象配偶者 などとした専従者			氏名	給与	円	一連 番号									
							③				⑤									④

#### ①非課税所得など

非課税所得がある場合や税率の異なる事業を併せて行っている場合には、非課税所得または税率の低い方の事業について、所得が区別できる場合は所得金額を、区別できない場合は収入金額を記載し、対応する番号を記載してください(収入金額を記載された場合は「所得」を「収入」に訂正してください)。

なお、医業については、番号を8と記入のうえ、「所得金額」を「社会保険診療収入金額」と訂正して、社会保険診療収入金額を記入してください。

#### ②不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額がある場合はその額を記載してください。

#### ③事業用資産の譲渡損失など

事業税が課税される事業に使用していた機械・車両・備品などの事業用資産を、その事業に使用しなくなってから1年以内に譲渡して生じた損失額を記載してください。

なお、譲渡益と譲渡損がある場合は、損益通算せず、損失額のみを記載してください。

#### ④前年中の開(廃)業

平成30年中に事業を開始または廃止した場合は、「開始・廃止」の該当する文字を○で囲み、その月日を記載してください。

#### ⑤所得税で控除対象配偶者などとした専従者

事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上のその他親族で、その事業に専ら従事している者に対して給与の支払いが実際にされている場合は、所得税の青色申告で配偶者控除や扶養控除の対象とした親族でも事業税では事業専従者にできますから、この欄に記載してください。